



ひとり親家庭のしおり



日 野 市



ひとり親家庭支援の
ホームページはこちら

❀ はじめに ❀

ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満のお子さんを扶養している家庭を指します。

- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者の生死が不明な方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 配偶者が心身の障害により働けない方
- ・ 婚姻によらないで母または父となった方
- ・ 配偶者が長期間海外にいるか、または拘禁されているため、その扶養が受けられない方等

※かつて母子家庭の母や父子家庭の父であった方で、お子さんが20歳以上となり、現在配偶者のない方を「寡婦（寡夫）」といいます。

日野市では、ひとり親家庭のみなさんの生活のお役に立てることを願って、「ひとり親家庭のしおり」を作成いたしました。このしおりをいつもお手元に置いていただき、ご活用いただくことで、子育ての一助となれば幸いです。



★子どもの年齢要件がある場合は、矢印（➡）の表記があります。

		もくじ	該当 ページ	就学前	
相談支援	困った時の相談	ひとり親家庭相談	4		
		くらしの自立相談支援窓口 みらいと	4		
		女性相談	5		
		養育費確保サポート事業	6		
		ひとり親支援セミナー	6		
経済支援	手 当	児童手当	7		
		児童扶養手当	8		
		児童育成手当（育成手当）	9		
	減免等	ごみ袋・上下水道・JR・都営交通等	10		
	医療費	子ども医療費助成制度（乳・子・青）	11		
		ひとり親家庭等医療費助成制度（親）	11		
	貸 付	母子及び父子福祉資金・女性福祉資金	12・13		
		受験生チャレンジ支援貸付事業	14		
	その他	就学援助費	15		
		高校生の奨学金	15		
		国民年金保険料の免除	16		
就労支援	仕事のこと	母子・父子自立支援プログラム	17		
		ハローワーク巡回相談	17		
	資格取得支援	自立支援教育訓練給付金	17		
		高等職業訓練促進給付金	18		
住宅支援	住まいのこと	ひとり親になりたての方への住宅支援	19		
		公営住宅（市営住宅・都営住宅）	19・20		
子育て支援	お子さんのこと	子どもなんでも相談	21		
		子どもオンブズパーソン制度	22		
		子ども家庭支援センター	23		
		乳幼児期のサービス ・産後ケア ・妊産婦サポート事業 ・多胎児家庭サポーター助成事業 ・産後家庭向け配食サービス	24・25	産後ケア ➡ 0歳 妊産婦サポート ➡ 0歳 多胎児サポ ➡ 2歳 産後配食 ➡ 生後2カ月	
		一時保育	26・27	➡ 0歳から就学前	
		トワイライトステイ	27		
		ショートステイ	27		
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	28		
		ファミリー・サポート・センター	29		
		子育てひろば	30	➡ 0歳からおもに3歳まで	
		放課後子ども教室 ひのっち	31		
		児童館	32		
		学童クラブ	32		

小学校	中学校	高校等	大学等
		費用補助については18歳年度末	
		18歳年度末	
	18歳年度末（一定の障害を有する児童の場合は20歳未満）		
		18歳年度末	
	児童扶養手当受給世帯は18歳年度末		
		18歳年度末	
	18歳年度末（一定の障害を有する児童の場合は20歳未満）		
		母子及び父子福祉資金（20歳未満）	
	中学校3年生	高校3年生	またはそれに準じる方
	小学生から中学生		
		高校1年生から3年生	
		18歳年度末	
		20歳未満	
		20歳未満	
		18歳未満（うち1人は中学生以下）	
		0歳からおおむね20歳	
	18歳未満 ※18歳以上20歳未満も対象となる場合あり		
		0歳から18歳	
1歳から12歳（小学校6年生）			
2歳から12歳（小学校6年生）			
小学校3年生まで（その他条件あり）			
0歳から12歳（小学校6年生）			
小学校1年生から6年生まで			
		0歳から18歳	
小学校3年生まで（障害児は6年生まで）			

相談支援

困った時の相談

ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の生活上の問題、就業、養育費、母子及び父子福祉資金の貸付など、様々な問題について母子・父子自立支援員が相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。離婚を考えている方、離婚をする方の相談も受けています。相談の時間をきちんとお取りし、お話しをお聞かしています。緊急の場合を除いて事前の予約をお願いしていますが、どうぞ、お気軽にご相談ください。

※母子・父子自立支援員とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦（寡夫）を対象にその自立に必要な情報提供、相談などの支援、職業能力の向上への支援などを行う者です。

窓口 セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 Tel 042-514-8546

暮らしの自立相談支援窓口 みらいと

こんな時はご相談ください！

「生活に困っている」「仕事が見つからない」「将来が不安」「家賃を払えない」「家族のことで悩んでいる」「引きこもっている」「家計のやりくりができない」「精神疾患があると思われるが、受診できていない」…など、どこに相談したらよいかわからないお悩みも、ひとりで悩まず、まずご相談ください。あなたと一緒に問題を整理し、自立に向けサポートします。

【相談窓口】暮らしの自立相談支援窓口 みらいと（市内3か所）

相談窓口	所在地	時間	電話番号
福祉の初期総合相談窓口 セーフティネット コールセンター（※）	日野市神明1-12-1 日野市役所2階	平日 8時30分～17時	042-514-8574
サテライトセンター 多摩平（要予約）	日野市多摩平 3-5-21	平日 8時30分～17時	042-514-9855
サテライトセンター 高幡	日野市高幡651-5 高幡マンション第2 2階	平日 8時30分～17時	042-506-7221

※《福祉の初期総合相談窓口》セーフティネットコールセンター

「福祉の初期総合相談窓口」として、関係各所と連携して包括的な支援を行います。生活保護の相談・申請も受け付けています。

女性相談

○女性相談員が相談に応じます

たとえば、自分自身の生き方のことや親子のこと、学校や友達のこと。職場や近隣のこと、心身のこと、男女関係のことなど、なんだかわからないけれど不安なとき。どこに相談したらよいのかわからない、誰かに相談したいけれど話す相手がいないときなど、ご利用ください。あなたと一緒に考えます。

○女性も男性も相談できます

女性はもちろん、男性の相談にも応じます。相談は、電話または面接で行います。

1回の相談時間は50分です。相談は無料で、個人の秘密やプライバシーは固く守られます。また、相談内容に応じて、専門機関を紹介します。

○保育付女性相談を実施しています

保育の対象は、1歳から未就学児まで。保育を希望する場合は、相談日の10日前（10日前が土曜・日曜・祝日の場合はその前日）までに申し込みをしてください。

相談方法	相談には、面接と電話による方法があります。 相談は無料です。あらかじめご予約ください。 性別・セクシャリティ・年齢は問いません。
相談日時	毎月 第1～4火曜日 18時～21時 第1～4水曜日 9時45分～16時 第1金曜日 13時30分～16時30分
相談場所	男女平等推進センター 日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階
相談予約 専用電話番号	042-587-8177 (予約制 受付時間：平日8時30分～17時)

窓口 平和と人権課 男女平等ダイバーシティ推進係

Tel 042-584-2733 Fax 042-584-2748

E-mail danjyo@city.hino.lg.jp



✿ 養育費確保サポート事業

お子さんの健やかな成長と、安定した生活に必要な養育費を確保するための相談、手続きのサポートや、公正証書等の必要書類の作成に必要な手数料の補助をします。

〈弁護士による法律相談〉

養育費について知識や経験豊富な弁護士に、法律に関する相談が無料でできます。予約制となりますので、ご希望の方はご連絡ください。

【対象者】 日野市に住所を有する方

【開催日】 毎月2回（原則第2土曜日、第3木曜日）

【相談時間】 一人あたり45分以内（3枠設定）

〈取り決め費用の補助〉

養育費について取り決めた公正証書（強制執行認諾付）作成、調停及び裁判に係る手数料等の費用の一部を（一回に限り）補助します。

【対象者】 次のいずれにも該当する方

1	日野市に住所を有すること
2	離婚を考えている父または母、ひとり親家庭の父または母のいずれかであること
3	養育費の取り決めの対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。）と同居していること
4	児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準であること
5	養育費の取決めや取得に要する費用を負担していること
6	過去に本事業による同内容の補助を受けていないこと
7	他の自治体から同内容の補助を受けていないこと

【申請期限】 養育費の取決めを交わした文書を作成した日から6カ月以内

【補助金額】 上限25,000円まで（本人負担分のみ）

窓口 セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 TEL 042-514-8546

✿ ひとり親支援セミナー

養育費やライフプランなど、ひとり親の皆さまの生活に役立つ様々な情報提供の場として、専門家によるセミナーを開催します。

【対象】 市内在住のひとり親の方及び関心のある方

【内容】 専門家（弁護士やファイナンシャルプランナー等）によるセミナーなど

【実施時期】 日程など詳細は日野市の広報やホームページ等でお知らせします。

窓口 セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 TEL 042-514-8546

手 当

🌸 児童手当

家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

【支給対象】 高校生年代までの児童

（18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある児童）

【受給資格者】 児童を養育している父母等のうち主たる生計者（恒常的に所得の高い方）

※公務員の方は勤務先へ申請が必要です。

【所得制限】 なし

【手 当 額】（令和6年10月現在）

支給対象	手当月額 (児童1人につき)
3歳未満（第1子・第2子）	15,000円
3歳から高校生年代まで (第1子・第2子)	10,000円
0歳から高校生年代まで (第3子以降)	30,000円

※18歳年度末以降から22歳年度末までの子で、受給資格者（申請者）に経済的負担等がある場合は、上の子としてカウントされます。

【支払期間と支払月】

【支払期間】 … 申請のあった日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

【支 払 月】 … 年6回、偶数月に申請者本人の銀行口座に振込みます。

【認定請求について】

出生日・転入日の翌日から15日以内に申請がない場合は、支給できない月が発生する場合がありますので、ご了承ください。

☎ 子育て課助成係 TEL 042-514-8598



✿ 児童扶養手当

父または母がいなく、父または母が重度の障害である場合、18歳に達する日以降最初の3月31日まで（一定の障害を有する児童の場合は20歳未満）の児童を養育している母または父または養育者に支給される手当です。

【対象】 次のいずれかの状態にある児童を養育している母または父、または父母以外で児童を養育する方

父母が離婚したとき	父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき
父または母が死亡または1年以上生死が明らかでないとき	婚姻によらないで子を出生したとき
父または母が重度の障害状態にあるとき	父または母が1年以上拘禁されているとき
父または母に1年以上遺棄されているとき	

【対象外】 次のいずれかに該当する場合は、手当の対象となりません。

児童または受給資格者（母または父または養育者）が、日本国内に住民登録していないとき	児童が、母または父の配偶者（事実上の婚姻関係にある場合を含む）に養育されているとき
児童が、父または母（申請者以外）と生計を同じくしているとき	児童が、児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所しているとき
児童が、里親に委託されているとき	

【手当額】 所得に応じて手当額が異なります。（令和6年11月現在）

	全部支給	一部支給
児童1人月額	45,500円	10,740円～45,490円
児童2人目以降加算月額	10,750円	5,380円～10,740円

※手当額は毎年4月に改定されます。

※児童あるいは申請者が年金や遺族補償等を受給している場合は、手当の全部または一部が支給されません。

※所得には養育費の80%が加算されます。

【所得制限】

申請者及び同居の扶養義務者（同居の父母・祖父母等の直系血族と兄弟姉妹）の方に、それぞれ所得の制限があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

【支払期間と支払月】

支払期間 … 申請のあった日の翌月分から支給します。

支払月 … 年6回、奇数月に申請者本人の銀行口座に振込みます。

窓口 子育て課助成係 TEL 042-514-8598

✿ 児童育成手当（育成手当）

父または母がいないか、父または母が重度の障害である場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母または父または養育者に支給される手当です。

【対象】 次のいずれかの状態にある児童を養育している母または父、または父母以外で児童を養育する方

父母が離婚したとき	父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき
父または母が死亡または1年以上生死が明らかでないとき	婚姻によらないで子を出生したとき
父または母が重度の障害状態にあるとき	父または母が1年以上拘禁されているとき
父または母に1年以上遺棄されているとき	

【対象外】 次のいずれかに該当する場合は、手当の対象となりません。

児童または受給資格者（母または父または養育者）が、日本国内に住民登録していないとき	児童が、母または父の配偶者（事実上の婚姻関係にある場合を含む）に養育されているとき
児童が、父または母（申請者以外）と生計を同じくしているとき	児童が、児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所しているとき
児童が、里親に委託されているとき	

【所得制限】

所得金額から所定の控除額を引いた金額が所定の所得制限額を超える場合は支給が制限されます。詳しくは担当課にお問い合わせください。

【手当額】 月額 対象児童1人につき 13,500円

【支払期間と支払月】

支払期間 … 申請のあった日の翌月分から支給されます。

支払月 … 年3回、6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）に、申請者本人の銀行口座に振込みます。

窓口 子育て課助成係 TEL 042-514-8598



減免等

❁ 可燃・不燃ごみ袋、粗大ごみ手数料の減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当、生活保護の受給世帯の方は、日野市指定収集袋（可燃・不燃ごみ袋）、粗大ごみの手数料の減免が受けられます。詳しくは担当課までお問い合わせください。

窓口 クリーンセンターごみゼロ推進課	TEL 042-581-0444
子育て課助成係（児童扶養手当受給世帯）	TEL 042-514-8598
障害福祉課（特別児童扶養手当受給世帯）	TEL 042-514-8485
生活福祉課（生活保護受給世帯）	TEL 042-514-8479

❁ 下水道料金の減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当、生活保護等の受給世帯の方は、下水道料金の基本料金の減免が受けられます。詳しくは担当課までお問い合わせください。

窓口 下水道課	TEL 042-514-8317
子育て課助成係（児童扶養手当受給世帯）	TEL 042-514-8598
障害福祉課（特別児童扶養手当受給世帯）	TEL 042-514-8485
生活福祉課（生活保護受給世帯）	TEL 042-514-8479

❁ 水道料金の減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当、生活保護等の受給世帯の方は、水道料金の基本料金の減免が受けられます。詳しくは担当課・窓口までお問い合わせください。

窓口 東京都水道局多摩お客様センター	TEL 042-548-5110
子育て課助成係（児童扶養手当受給世帯）	TEL 042-514-8598
障害福祉課（特別児童扶養手当受給世帯）	TEL 042-514-8485
生活福祉課（生活保護受給世帯）	TEL 042-514-8479

❁ JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当、生活保護の受給世帯の方は、通勤定期代が3割引きで購入できます。詳しくは、お問い合わせください。

窓口 子育て課助成係（児童扶養手当受給世帯）	TEL 042-514-8598
生活福祉課（生活保護受給世帯）	TEL 042-514-8479

❁ 都営交通の無料乗車券

児童扶養手当、生活保護等の受給世帯の方は、世帯員のうち一人に限り、都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券が交付されます。無料乗車券は1年有効で、毎年誕生日ごとに更新となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

窓口 障害福祉課	TEL 042-514-8485
-----------------	------------------

医療費

❁ 子ども医療費助成制度（㊦・㊧・㊨）

高校生相当年齢までの児童が対象で、医療証を医療機関の窓口で提示することにより、保険診療の自己負担分を助成する制度です。医療証は㊦医療証・㊧医療証・㊨医療証の3種類があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【助成の対象者】

- ㊦医療証 6歳到達後最初の年度末まで（義務教育就学前）のお子さんを養育している方
- ㊧医療証 6歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の年度末まで（義務教育就学時）のお子さんを養育している方
- ㊨医療証 15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の年度末までのお子さんを養育している方

【助成範囲】 保険診療の自己負担分（食事療養標準負担額等を除く）を助成します。

【所得制限】 ありません。

窓口 子育て課助成係 TEL 042-514-8598

❁ ひとり親家庭等医療費助成制度（㊩）

ひとり親家庭等の方が医療証を提示することにより、保険診療の自己負担分の一部を助成する制度です。所得制限があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【ひとり親家庭等とは】

次のいずれかに該当する児童（18歳到達後最初の年度末まで（一定の障害を有する児童の場合は20歳未満））の父または母がその児童を養育する家庭、または児童の父母以外で児童を養育する家庭

父母が離婚した児童	父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
父または母が死亡または1年以上生死不明である児童	婚姻によらないで生まれた児童
父または母が重度の障害をもつ児童	父または母が1年以上拘禁されている児童
父または母に1年以上遺棄されている児童	

【助成の対象者】

ひとり親家庭等の父または母または養育者と児童で、次の要件を満たしている方

日野市内に住んでいる
社会保険・国民健康保険・共済保険などの保険に加入している
前々年の所得が一定基準未満である
※ただし、次に該当する方はこの制度の対象になりません。 ・生活保護を受けている・施設に入所している（一部対象となる施設もあります） ・里親に委託されている・東京都心身障害者医療の助成を受けている・事実婚状態である

【所得制限】

申請者及び同居の扶養義務者（同居の父母、祖父母等の直系血族と兄弟姉妹）の方に、それぞれ所得の制限があります。また、所得には、養育費の80%が加算されます。詳しくはお問い合わせください。

窓口 子育て課助成係 TEL 042-514-8598

貸 付

❀ 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金

母子家庭や父子家庭、また一定条件を満たした女性を対象に貸付をおこなっています。貸付にあたっては事前に審査があり、資金を交付するまでには、2～3カ月かかります。事前に必要な書類をご案内しますので、ご予約のうえ、ご来所ください。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【貸付を受けられる方】

資金の名称	貸付を受けられる方
母子及び父子福祉資金	都内に6カ月以上お住まいの母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満の子等を扶養している方
女性福祉資金	都内に6カ月以上お住まいの配偶者がいない女性で (1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし） (2) 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方は年間所得が2,036,000円以下で、次のいずれかに該当する方 ①かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方 ②婚姻歴のある40歳以上の方

【利子・連帯保証人】

原則、連帯保証人（女性福祉資金は保証人）を立てて無利子の貸付となります。

【償還方法】

償還期限内に原則月賦による元利均等償還となります。

【貸付の種類】

修学・就職・転宅等、目的により12種類の資金に分かれており（女性福祉資金は11種類）、必要な額を各資金の限度額内でお貸ししています。詳細は次ページの「母子及び父子、女性福祉資金貸付金一覧表」をご覧ください。



母子及び父子、女性福祉資金貸付金一覧表

事業開始 資金	事業を始めるのに必要な設備費、 什器、機械等の購入資金	転宅資金	転宅に必要な資金・前家賃・運 送代に充てるための資金
事業継続 資金	現在営んでいる事業を継続する ために必要な商品、材料等の購 入資金	生活資金	1. 技能習得期間中の生活を維持 するために必要な資金 2. 医療または介護を受けてい る期間中の生活を維持する ために必要な資金 3. 母子または父子家庭になっ て7年未満の方で、生活の 安定を図るために必要な資 金 4. 失業している期間中（但し 離職した日から1年以内） の生活を維持するために必 要な資金 5. 家計急変による収入の激変 緩和のために必要な資金
技能習得 資金	事業を開始または就職するた めに必要な知識技能を習得す るために必要な資金		
修業資金 (※)	児童または子が事業を開始す るためまたは就職するために必 要な知識技能を習得するた めに必要な資金		
就職支度 資金	就職するために直接必要な被服、 履物等を購入する資金	結婚資金	児童または子の婚姻に際し必要 な資金
医療介護 資金	医療または介護保険によるサー ビス（介護）を受けるために必 要な資金	修学資金	児童または子が高校、短大、大 学、大学院、高専または専修学 校において修学するために必要 な資金
住宅資金	自己所有の住宅の建設、購入及 び現に居住する住宅の増改築・ 補修または保全に必要な資金	就学支度 資金	児童または子が小中学校、高校、 短大、大学、大学院、高専また は専修学校に入学するために必 要な資金

※修業資金は女性福祉資金の対象外です。

✿ 受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生・高校3年生等のお子さんの塾費用や受験料を無利子で貸付します。高校、大学等へ入学した場合、返済が免除（償還免除）されます。

【貸付を受けられる方】

以下の条件にすべて該当する方

1	世帯の生計中心者（18歳以上）であること			
2	課税所得または総収入金額が一定基準以下であること （令和6年度時点基準額目安）※ひとり親世帯			
	世帯人数	2人	3人	4人
	総収入（年間）	4,057,000円以内	4,966,000円以内	5,772,000円以内
2	○父母等養育者、要支援者、18歳未満（就労中・無職の場合は除く。ただし未就学児は除かない。）のお子さん及び18歳以上の就学中（浪人生を含む。）のお子さんの人数 ○賃貸物件に住んでいる方は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から減額できる場合があります。 ○営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等は、合計所得金額で確認します（家賃減額はできません）。			
3	預貯金等資産の保有額が600万円以下であること			
4	土地・建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地・建物は除く）			
5	都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること			
6	生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと			
7	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと			

【貸付資金の内容】 ※お子さん1人に対して高校、大学受験時の各一度ずつ。

	学習塾等 受講料貸付金	高校受験料貸付金	大学受験料貸付金
対象	中学3年生・高校3年生 （またはこれに準じる方）	中学3年生	高校3年生 （またはこれに準じる方）
貸付 限度額	200,000円	27,400円 ※一度の貸付で4回（校） 分の受験料まで ※1校当たりの受験料は 23,000円まで	80,000円
	○対象となる学習塾等 児童、生徒または学生を対 象とし、有償での学力の教 授を直接または通信で行う もの ※その他要件あり	○対象となる高等学校等 学校教育法に規定する高等 学校、特別支援学校（高等 部）、高等専門学校（同法 第1条）	○対象となる大学等 学校教育法に規定する大学、 短期大学、専修学校、各種 学校（同法第1条、第124 条、第134条）

【申込期間】 4月～1月

窓口 セーフティネットコールセンター セーフティネット係 TEL 042-581-3812

その他

❁ 就学援助費

経済的理由により小中学校への支払いが困難なご家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助しています。希望される方は、就学援助費受給申請書に記入し、必要書類を添付の上、市役所5階庶務課へ郵送またはご持参ください。なお、前年度に認定を受けられていた方も、引き続き認定を希望する際は改めて申請してください。詳しくは担当課までお問い合わせください。

援助対象となるご家庭の例	必要書類	援助対象となる費目
現在生活保護を受けているご家庭	不要です	学校保健安全法に定められた医療費、修学旅行費、入学準備金
当該年度内に、生活保護が停止・廃止となったご家庭		学用品費、通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、学校保健安全法に定められた医療費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代、体育実技用具費（中学3年間で1回）、入学準備金等
現在児童扶養手当を受けているご家庭		
その他経済的な理由により学校への支払いが困難なご家庭	賃貸借契約書または家賃のみの支払い領収書（写） 別途、所得の証明書類が必要となる場合があります。	

窓口 教育委員会庶務課庶務係 TEL 042-514-8692

❁ 高校生の奨学金

経済的理由により就学が困難な市内在住の高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため、返済不要の奨学金を支給しています。申請後、日野市奨学生適格者選考審査会に諮り、前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考、決定されます。なお、選考にあたっては所得制限があります。申請方法等、詳しくは担当課にお問い合わせください。

【申請書等配布期間】 6月1日～6月30日

（期間内であれば市ホームページから申請書のダウンロードが可能です。）

【募集期間】 6月10日～6月30日（ただし、土日祝日により変更があります。）

【支給期間】 申請した年の4月～翌年3月

【支給金額】 月額1万円（年額12万円）

窓口 教育委員会庶務課庶務係 TEL 042-514-8692

✿ 国民年金保険料の免除

国民年金の第1号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や、生活保護を受けている場合などに、保険料が免除されます。この免除には「法定免除」と「申請免除」があります。申請方法等、詳しくは担当課にお問い合わせください。

【第1号被保険者】

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人（ただし、厚生年金や共済組合に加入している方及びその方に扶養されている配偶者を除く）

【法定免除】

次のいずれかに該当しているとき、届け出をすれば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金などを受けているとき
2. 生活保護法による生活扶助を受けているとき（外国籍の方は除く）

【申請免除】

申請免除の承認は、前年の所得に基づき判定されます。

窓口 保険年金課年金係 Tel. 042-514-8289



仕事のこと

❁ 母子・父子自立支援プログラム

母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に、母子・父子自立支援プログラム策定員が個々の状況やニーズに応じた自立支援計画を作成し、ハローワークと連携しながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援をしています。

窓口 セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 TEL 042-514-8546

❁ ハローワーク巡回相談

ハローワークのナビゲーターが市役所に出張し、求職中の方一人ひとりの希望に沿った就労相談に個別に対応します。事前に予約が必要ですので、担当窓口までお問い合わせください。

【実施日時】 原則毎週木曜 13時、14時、15時 各1時間

窓口 セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 TEL 042-514-8546

資格取得支援

❁ 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成します。

【この給付を受けることができる方】

母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

1	自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている方
2	適職に就くために必要であると認められる方

【この給付の対象講座】

「厚生労働大臣指定教育訓練講座」に指定されている講座
（例 医療事務・介護職員初任者研修・実務者研修 等）

【支給額】（令和6年10月現在）

雇用保険の教育訓練給付の受給資格の無い方	対象講座の受講料の6割相当額
雇用保険の教育訓練給付金を受けた方	対象講座の受講料の6割相当額と雇用保険の教育訓練給付額との差額相当分
・一般教育訓練給付金：上限20万円、1万2千円以下は給付対象外 ・特定一般教育訓練給付金：上限20万円、1万2千円以下は給付対象外 ・専門実践教育訓練給付金：年間上限40万円、1万2千円以下は給付対象外（※） ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大85%の支給）	

窓口 セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 TEL 042-514-8546

✿ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格取得をするため、養成機関において修業している場合、経済的支援を行います。

【この給付を受けることができる方】

母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

1	児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にある方
2	養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
3	仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方

【この給付の対象講座】

就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するもの
(対象資格の例)

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士 等

【支給額】(令和6年10月現在)

1	訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月額 100,000円 ※最終年度は140,000円
		市民税課税世帯	月額 70,500円 ※最終年度は110,500円
	支給期間	修業期間の全期間(上限4年)が対象	
2	修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円
		市民税課税世帯	25,000円
	支給期間	修業期間終了後の支給 (修業期間終了後30日以内に申請が必要です。)	

【審査】

給付にあたっては審査を行います。審査の結果、給付ができない場合もあります。

窓口 セーフティネットコールセンターひとり親相談係 TEL 042-514-8546

〈ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業〉

高等職業訓練促進給付金と合わせて、入学準備金(50万円以内)及び就職準備金(20万円以内)の貸付制度があります。貸付資金が全額返済免除となる場合があります。詳細については担当窓口へお問い合わせください。

【この貸付を受けることができる方】

高等職業訓練促進給付金の対象者

窓口 日野市社会福祉協議会 TEL 042-586-3063

住まいのこと

☆ひとり親になりたての方への住宅支援

離婚直後や離婚調停中のひとり親の方に、自立を支援するため2年以内を目途に市営住宅を提供します。使用料は一般の市営住宅と同様の基準で決定します。

【入居資格】

次の要件にすべてあてはまる方（事前審査があります。）

1	離婚成立後1年以内の方、離婚調停中または裁判中の方
2	現に子を養育しており、子の年齢が18歳未満で、かつそのうち1人は中学生以下である方
3	現に住宅に困ることが明らかな方

窓口 セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 Tel. 042-514-8546

☆公営住宅（市営住宅・都営住宅）

市営住宅

市営住宅は、公営住宅法や日野市営住宅条例に基づき、日野市が管理している低額所得の方を対象とした住宅です。下記の入居資格の要件に当てはまる方は、定期的に募集のある市営住宅に申し込むことが出来ます。

【入居資格】

次の要件にすべてあてはまる方

1	申込者が日野市内に居住している成人であること
2	同居親族がいること
3	世帯の所得が定められた基準内であること
4	住宅に困っていること（住宅や土地の所有者、公営住宅の名義人がいないこと）
5	申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

※なお、住宅使用料（家賃）は世帯の収入等に応じて変動があり、毎年の収入申告が義務付けられています。

【募集時期と選考】

空き部屋がある場合、3月・6月・9月・12月に募集します。

募集時期については、日野市の広報でお知らせし、選考は抽選で行います。

【申込用紙の配布】

募集期間中に限り、市役所市民相談室窓口、七生支所、豊田駅連絡所で配布します。（日曜日、祝日を除く）

窓口 財産管理課財産係 Tel. 042-514-8156

都営住宅

都営住宅は、公営住宅法や東京都営住宅条例に基づき、東京都が管理している低額所得の方を対象とした住宅です。下記の入居資格の要件に当てはまる方は、定期的に募集のある都営住宅に申し込むことが出来ます。

※入居後の使用料（家賃）は、世帯の年収等に応じて変動する可能性があります。

【入居資格】

次の要件にすべてあてはまる方

1	申込者本人が都内に居住している（ポイント方式は引き続き3年以上の居住が必要）成年であること
2	同居親族がいること
3	世帯の所得が定められた基準内であること
4	住宅に困っていること（住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと） ※23区以外の市町村には、現に公的な住宅の名義人を含む世帯であっても申し込みできます。
5	申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

【募集時期】

種類	家族向
あき家（バリアフリー仕様住宅含む） →あき家の一部の地区でひとり親世帯、生活保護世帯、DV被害者世帯等について、当選率が一般世帯より高くなる優遇制度があります。	5月、11月
ポイント方式 →ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯などに対して、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅困窮度合いの高い方から順に募集戸数分の方を入居予定者として登録するものです。	2月、8月

※上記以外に、日野市に居住している方向けに都営住宅の募集がある場合があります。

（3月、6月、9月、12月）

【申込用紙の配布】

募集期間中に限り、都庁、市役所市民相談室窓口、七生支所、豊田駅連絡所で配布します（日曜日、祝日を除く）。詳しくは広報でお知らせします。

◎定期募集に加えて、下記の募集があります。

・毎月募集

低倍率で入居しやすい住宅を中心とした募集です。

募集時期は毎月20日頃で、抽せん方式にて実施します。

・随時募集

抽せんを実施しない、先着順の募集です。2人以上の家族向けのみとなります。

窓口 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894

募集期間中 TEL 0570-010-810

総合案内テレホンサービス（都営住宅募集） TEL 03-6418-5571

お子さんのこと

✿ 子どもなんでも相談

家族関係、友達関係、育児やしつけなど、子どもと保護者に関するあらゆる相談を受けています。子どもや子育て中の家庭が抱える問題に対して、情報提供や助言、必要な相談機関に繋ぐなどの支援を行っています。来所が難しい場合は、必要に応じて、お話しやすい場所に直接出向いて、ご相談を伺います。

【対 象】 市内在住・在勤・在学の0歳～おおむね20歳のお子さん
妊産婦、子育て中の保護者、子どもにかかわる方

【時 間】 9時～17時（木曜のみ19時まで）

【曜 日】 月～金曜日（祝日・年末年始除く）

【場 所】 日野市神明1-13-2 子ども包括支援センターみらいく2階

【相談方法】 来所（みらいく2階）または市内各所で面談、
電話、メール、訪問など

【連絡先】 TEL 042-506-2899

FAX 042-586-1855

E-mail miraiku@city.hino.lg.jp



ここからも相談を受け付けます



✿子どもオンブズパーソン制度

子どもオンブズパーソンは、子どもを権利侵害から救済するため、行政から独立した公正・中立な立場で、子どもの権利に関する救済活動や啓発活動を行う役割を担う人です。

いじめ、差別などで悩んでいる子どもからの相談を受け、子どもに寄り添い、子どもの意見を尊重しながら、子どもにとって一番よい解決方法を一緒に考えます。

【相談できること】子どもの権利侵害に関わること

- ・ いじめや仲間はすれ
- ・ 先生や友達のこと
- ・ 家のつらいこと、いやなこと
- ・ 家族に言えないこと など

【相談方法】相談の申込には2つの方法があります

① “子どもなんでも相談” に相談する ※→詳しくはP21を参照してください

「まずは気軽に相談してみたい」、「いますぐ話を聞いてほしい」場合など。

ご希望があれば、相談の内容を子どもオンブズパーソンにおつなぎすることもできます。

②子どもオンブズパーソンに相談する

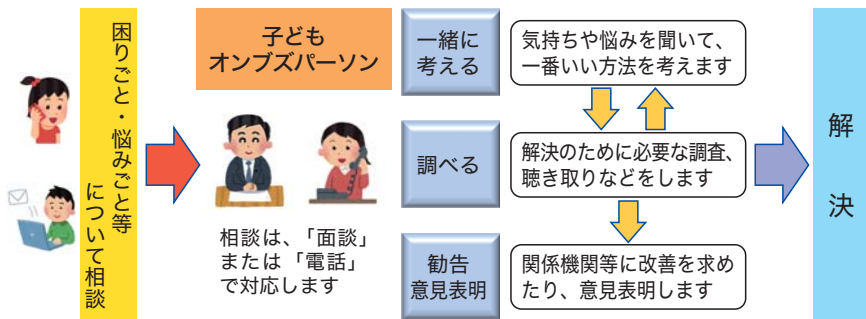
毎月4回、相談日（事前予約制）を設けています。

相談日は広報やホームページでお知らせしています。

相談を希望される方は、電話、メール、ファクス、またはホームページからご予約ください。

【利用料】無料です

【相談から解決までの流れ】



子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、お子さんと家庭に関する総合相談窓口並びに母と子の健康に関する相談窓口です。妊産婦の方や0歳から18歳未満のお子さんや子育て家庭の相談に応じ、具体的な対応をします。

このほか、子育てグループの支援や在宅の子育てを支援しています。また、子育てひろばも併設しています。

【子ども家庭支援センターの役割】

1	妊産婦、0歳から18歳の全ての子どもとその家庭を対象にする
2	妊産婦、0歳から18歳の子どもとその家庭に関する相談に応じる
3	妊産婦、0歳から18歳の子どもとその家庭の問題へ適切に対応する
4	地域の子育て支援活動を推進する
5	妊産婦、0歳から18歳の子どもとその家庭を支援するネットワークをつくる

日野市立子ども家庭支援センター

所在地：日野市神明1-13-2 子ども包括支援センターみらいく2階

■地域支援係…一時保育に関すること、子育てひろばに関することなど

Tel 042-506-2151

〔営業時間〕月～金曜日 9時～17時45分（土日・祝日・年末年始を除く）

■相談支援係…子ども・家庭に関する相談など

Tel 042-506-2152

〔営業時間〕月～金曜日 9時～17時45分（土日・祝日・年末年始を除く）

■母子保健係…妊娠届や乳幼児健康診査に関することなど

Tel 042-843-3663

〔営業時間〕月～金曜日 8時30分～17時

土曜日 8時30分～16時30分

（土曜日は妊娠届の受付及び母子健康手帳交付のみ）

（日曜・祝日・年末年始を除く）

地域子ども家庭支援センター万願寺 「にこにこ」

所在地：日野市万願寺2-24-7

万願寺タウンビル2階

Tel 042-586-1312

子育て相談：Tel 042-586-1171

開館日時：水～月曜 9時30分～17時

（火曜・祝日・年末年始を除く）

地域子ども家庭支援センター多摩平 「はぴはぴ」

所在地：日野市多摩平2-9

多摩平の森ふれあい館2階

Tel 042-589-1260

子育て相談：Tel 042-589-1262

開館日時：火～日曜 9時30分～17時

（月曜・祝日・年末年始を除く）

- ・子育てひろば ※予約制
- ・子育てサークル支援
- ・子育て相談
- ・子育て支援啓発活動・情報発信 ほか

日野シングルママ＆パパの会

- ・奇数月に1回（土または日）
- ・活動場所：多摩平の森ふれあい館、万願寺交流センター

❀産後ケア

出産後のサポートが必要なお母さんが、自宅や施設で休息や授乳・育児に関する助産師のケアを受けられます。※住民税非課税世帯、生活保護世帯は自己負担額が減免されます。また、非課税世帯等ではないひとり親の方も減免制度を利用できる場合があります。まずは、子ども家庭支援センター（TEL042-843-3663）へお問い合わせください。

【対象】 日野市民であり、かつ、産後1年未満（通所型・宿泊型は施設により異なる）のお母さんと赤ちゃん

【ケア内容】 お母さんのケア（健康状態のチェック、乳房ケア、通所型・宿泊型の食事の提供など）、赤ちゃんのケア（体重・健康状態のチェックなど）、育児の相談（授乳、沐浴、スキンケアなどの助言）、育児サポート（休息、心身のケアなど）

【回数等】 ①訪問型：2時間以内（1日1回）、②通所型：6時間以内（1日1回）
※①・②合わせて7回まで、③宿泊型：1泊2日を3回まで（連泊可）

【利用料】 1回につき ①1,500円、②3,000円、③6,000円

【申込方法】 電子申請（申請サイト、申請手順はホームページに掲載）

問い合わせ 子ども家庭支援センター母子保健係 TEL 042-843-3663

❀妊産婦サポート事業

支援員が訪問し、授乳・おむつの交換及び沐浴の介助、家事支援を行います。

※非課税世帯等の世帯状況により利用料などの減免制度があります。

※多胎児家庭サポーター助成事業との併用はできません。

【対象】 産前（母子健康手帳交付済妊婦）と産後（産後1年未満の産婦）の市民

【実施時間】 月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）8時～19時
1回1時間～4時間

【利用上限】 期間内合計60時間（産前は最大24時間）まで

【利用料】 1時間あたり550円

【利用申込】 電話でNPO法人市民サポートセンター日野「高幡支所」
受付時間：月～金曜日9時～16時30分（祝日・年末年始を除く）
受付番号：042-599-7626

問い合わせ 子ども家庭支援センター TEL 042-506-2152

🌸 多胎児家庭サポーター助成事業

家事育児のサポートやアドバイスを受けるために支払った費用の一部を助成します。

※妊産婦サポート事業との併用はできません。

【対 象】 多胎妊婦または3歳未満の多胎児を育児している世帯で、市が定めるサービス提供協力者に費用を支払った方

【利用方法】 市ホームページに掲載している「サービス提供協力者一覧」から支援者を選び、直接申し込み

【助成内容】 ●プランニング：1回限り 上限1,000円
●支援サービス：利用時間1時間につき上限2,700円

【利用上限】 1世帯につき、
●母子健康手帳交付日から1歳未満：上限160時間
●1歳以上2歳未満：上限120時間
●2歳以上3歳未満：上限80時間

【助成申請】 4～7月利用分は8月に、8～11月分は12月に、12～翌年3月分は4月にまとめて申請

※申請書類は日野市ホームページに掲載

申請先・問い合わせ 子ども家庭支援センター母子保健係 TEL 042-843-3663

🌸 産後家庭向け配食サービス

おおむね産後2か月以内の方に栄養バランスの取れた昼食のお弁当を配達します。

【対 象】 おおむね産後2か月以内の方
※期間については状況により応相談
※必要な場合、同居する未就学のお子様も一緒に利用できます。

【利 用 料】 1食 500円

【利用申込】 日野市社会福祉協議会 TEL 042-591-1567

問い合わせ 子ども家庭支援センター TEL 042-506-2151



一時保育

育児疲れ、通院、出産、その他の事由により一時的にお子さんを保育します。

※非課税世帯等の世帯状況により利用料などの減免制度があります。また、非課税世帯等でないひとり親（離婚前等ひとり親に準ずる家庭を含む）の方も減免制度を利用できる場合がございます。まずは、子ども家庭支援センター（TEL042-506-2151）へお問い合わせください。

【対象】 0歳児（生後3カ月）～就学前までのお子さん

【利用時間】 原則週3日以内、1日あたりは3時間以上から
（0歳児は原則3時間以内）

【曜日】 月～土曜日（日曜・祝日・年末年始を除きます）

【場所】 地域子ども家庭支援センター多摩平「はぴはぴ」一時保育室
日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階

【登録】 事前登録（面接・利用登録料2,000円）が必要です。

【保育時間及び利用料】

通常保育時間	0歳児	9時～16時30分		500円／30分毎
	1歳児	8時30分～17時		400円／30分毎
	2歳児以上			200円／30分毎
超過保育時間 ※超過保育は 1歳児以上	1歳児	(早期)	7時～8時30分	600円／30分毎
		(夕方)	17時～18時	
	2歳児以上	(早期)	7時～8時30分	300円／30分毎
		(夕方)	17時～18時	
※昼食・おやつの実費負担あり。				

【利用申込】 地域子ども家庭支援センター多摩平「はぴはぴ」一時保育室

TEL 042-589-1393

※初回相談、登録面接予約は TEL 042-589-1395へ

※この他、私立保育園等でもお預かりしているところがあります。利用方法等がそれぞれ異なるため、詳しくは各園へお問い合わせください。

〈子どもの森あさかわ保育園〉 [所在地] 万願寺5-3-8 TEL 042-843-2080

〈上田せせらぎ保育園〉 [所在地] 上田488-2 TEL 042-843-1722

〈しせい太陽の子保育園〉 [所在地] 日野本町3-3-3 TEL 042-586-6433

〈至誠あずま保育園〉 [所在地] 日野1321-1 TEL 042-533-6686

〈よつぎ日野保育園〉 [所在地] 日野1367 TEL 042-587-1151

〈0歳児ステーションおむすび〉

赤ちゃん（乳児）を一時的にお預かりします。

【対象児】 3カ月～満1歳未満のお子さん

【時間】 9時～16時30分

【曜日】 月・火・木・金曜日

（水・土・日曜日・祝日・年末年始は一時保育を実施しておりません。）

【所在地】 日野市高幡1011 福祉支援センター内

【利用料】 30分 500円（原則3時間以内）

【登録】 事前登録が必要です。

問い合わせ 0歳児ステーションおむすび TEL 042-599-7091

☆ トワイライトステイ

勤務での残業、病気・出産などの理由により夜にお子さんをお預かりします。

【対象】 1歳～小学校6年生までのお子さん

【時間】 18時～22時

【曜日】 月～土曜日（祝休日・年末年始を除きます）

【場所】 地域子ども家庭支援センター多摩平「はぴはぴ」トワイライトステイ室

【利用料】 1回 1,000円 移送費 400円 減免あり 食事代は実費

【登録】 事前登録（面接あり）が必要です。

利用申込・問い合わせ 地域子ども家庭支援センター多摩平「はぴはぴ」

TEL 042-589-1393

※初回相談、登録面接予約は TEL 042-589-1395へ

☆ ショートステイ

家庭におけるお子さんの養育がさまざまな事情で困難になった場合に、宿泊を伴って一時的にお子さんを施設等でお預かりします。

【対象】 満2歳～小学校6年生までのお子さん

【利用期間】 1利用につき最大7日

【場所】 至誠学舎立川（立川市錦町6-28-15）

【利用料】 1日3,000円（減免対象世帯は500円）×利用日数
＋食事代（1食で未就学児300円、就学児400円）

利用中に要した医療費等、別途利用者負担が生じることがあります。

【利用方法】 利用希望者は利用登録面接を受ける必要があります。

利用申込・問い合わせ 子ども家庭支援センター TEL 042-506-2152

❁ひとり親家庭ホームヘルプサービス

義務教育修了前の児童を養育し、日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭にホームヘルパーを派遣します。

【派遣対象となる方】

日野市内に住所を有し、かつ、義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、次のいずれかに該当するため、家事または育児等の日常生活に著しく支障をきたしていると市長が認めた家庭とする。

ひとり親となってから2年以内の場合

児童を扶養している者が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合

児童を扶養している者が就職活動または母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立の促進に必要であると認められる場合

児童または児童を扶養している者に係る疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由がある場合

児童が小学校3年生以下であり、かつ、当該児童を扶養している者が就業の事情により生活援助・保育サービスが必要な場合

その他ひとり親家庭のためのホームヘルパーの派遣が必要と認められる場合

【派遣業務内容】

食事の世話、住居の掃除及び整理整頓、被服の洗濯及び補修、育児、その他必要な用務

【派遣内容】

1カ月12回以内（1時間単位で最低2時間、最大8時間まで）派遣時間は7時から22時までの間の1日1回

【費用負担額】

申請者の所得によって1時間あたりの自己負担額が決まります。

窓口 子育て課助成係 TEL 042-514-8598



ファミリー・サポート・センター

手助けが必要な方（依頼会員）と、手助けができる方（提供会員）が登録（無料）をし、助け合う有償ボランティア活動です。

活動時間	謝礼金（報酬）
平日 7時～19時	1時間 850円 (30分のみの場合500円)
上記以外	1時間 1,100円 (30分のみの場合600円)



○保育援助 生後3カ月～小学校6年生

- ・ 保育施設までの送迎や保育施設、学童クラブ終了後などの保育
 - ・ 保護者の病院や保護者会、法事等で外出の際の保育
- ※できない活動 ×車での送迎 ×宿泊を伴う保育 ×お子さんが病気の時の保育
×複数のお子さんの保育（兄弟姉妹は保育可能）
×保育中の家事援助

○妊産婦・家事・高齢者援助

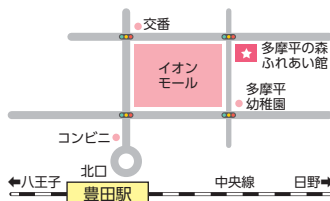
産前産後の家事、新生児の沐浴の補助、掃除、食事作り、洗濯、買い物、話し相手などの援助

（委託先：NPO法人市民サポートセンター日野）

登録はファミリー・サポート・センターの事務所で受け付けています。

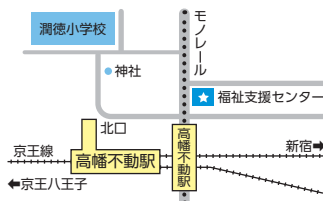
●ファミリー・サポート・センターたまだいら

〔所在地〕 日野市多摩平2-9
多摩平の森ふれあい館2階
〔TEL・FAX〕 042-589-7616
〔開所日時〕 月～金曜日 9時～17時
（祝日・年末年始を除く）



●ファミリー・サポート・センターたかはた

〔所在地〕 日野市高幡1011
日野市立福祉支援センター内
〔TEL・FAX〕 042-599-7616
〔開所日時〕 月～金曜日 9時～17時
（祝日・年末年始を除く）



子育てひろば

主に0歳から3歳までのお子さんと保護者が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場です。

ひろばでは、お子さんを遊ばせながら、子育て相談ができ、子育ての情報が手に入ります。時には、子育てに関する講座なども開かれ、自由に参加できます。なにより、ひろばには、相談員やひろばスタッフがいますので、安心、かつ安全に利用できます。

〔市内の子育てひろば〕

地域子ども家庭支援センター 万願寺「にこにこ」	日野市万願寺2-24-7 万願寺タウンビル2階	TEL 042-586-1312
地域子ども家庭支援センター 多摩平「はびはび」	日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階	TEL 042-589-1260
子ども包括支援センター みらいく子育てひろば	日野市神明1-13-2 子ども包括支援センター3階	TEL 042-506-2156
子育てひろば程久保 「あかいやね」	日野市程久保876-2	TEL 042-594-7841
子育てひろば 「至誠スマイル」	日野市日野1183-3	TEL 042-581-0448
子育てひろば平山 「ぼっかほか」	日野市平山5-18-2 平山季重ふれあい館2階	TEL 042-591-7812
みんなのはらっぱ	万願寺交流センター 日野市万願寺4-20-12	TEL 042-587-6276
	南平駅西交流センター 日野市平山4-18-1 都営平山4丁目アパート6号棟1階	
	カワセミハウス 日野市東豊田3-26-1	
あそびバレっと あさひがおか児童館	日野市旭が丘2-42-5	TEL 042-583-4346
あそびバぶる～ さかえまち児童館	日野市栄町2-13-4	TEL 042-585-8281
あそびいいろ～ ひらやま児童館	日野市平山3-26-3	TEL 042-592-6811
子育てカフェ「モグモグ」	日野市落川458	TEL 042-593-1415

※公立保育園（全9園）でも子育てひろば事業を行っています。事前に各園にご連絡の上、ご利用ください。

※休館日や利用時間などが異なりますので、それぞれのひろばに直接お問い合わせください。

✿放課後子ども教室 ひのっち

「ひのっち」は、子ども達の放課後の安心・安全な居場所づくりとして、日野市が地域ボランティアと学校の協力を得て、学校の校庭や体育館等を活用して実施している事業です。各ひのっち教室に総合的な調整役である「ひのっちコーディネーター」を配置し、「ひのっちパートナー」が子ども達を見守ります。ひのっち教室では自由に過ごすことができるほか、月に数回「学習アドバイザー」による工作やスポーツ、文化体験などのプログラムを実施しています。

【対象者】 市内在住・在学の小学生

【実施日】 給食のある平日（月～金）の放課後

※学校行事等による臨時休止や実施時間の変更等があります。

※夏休みは一部の期間で「なつひの」を実施しています。

【実施時間】 放課後から17時まで

【利用料】 無料

【参加方法】 事前に電子申請にて登録をしてください。

一度登録すると卒業まで有効です。

お願い

- * 「ひのっち」は、地域のボランティアである「ひのっちパートナー」の見守りのもと、子ども達が楽しく過ごせる放課後の居場所の一つです。学童クラブとは異なり、お子さんを預かるものではないため、緊急時等を除き個別の対応はできません。
- * 「ひのっち」へは、お子さんの自主的な意思をよく確認したうえで、保護者の方の判断（決定と自己責任）で参加させてください。
- * 個別の下校指導や下校時の付き添い、集団下校などの対応は行いません。

窓口 子育て課地域青少年係 TEL 042-514-8579



✿ 児童館

児童館は子どもたちの居場所として市内に10館あり、春・夏・冬休みや放課後に宿題をしたり、お弁当やおやつを持ってきて食べたりする場所もあります。子どもたちの成長を見守る職員が一人一人に声をかけ、関わり合いの中から必要な育ちの支援をしています。いつでも好きな時にきて遊べ、専門の職員に気軽に相談もできる、地域の子育て支援の拠点、子どもと保護者の居場所です。

【対象者】 日野市に在住の0歳から18歳までの子どもたちと、その保護者

【開館日】 月曜日から土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは
火曜日から日曜日開館（祝祭日・年末年始を除く）

【実施時間】 9時30分～18時

※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは
9時30分～19時

【利用料】 無料

窓口 子育て課子育て係 TEL 042-514-8636

✿ 学童クラブ

学童クラブは保護者が就労等により昼間児童を監護できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【対象者】 市内在住の小学1～3年生（障害児は1～6年生）

【実施日】 月曜日から土曜日（祝祭日、年末年始を除く）

【実施時間】 1. 通常 下校時から17時45分まで

有償延長育成は18時30分まで（一部19時まで）

2. 学校休業日

〈土曜日〉

8時30分～17時45分（一部8時～19時）

〈春・夏・冬休み、振替・学級閉鎖等の学校休業日〉

8時～17時45分 有償延長育成は18時30分まで（一部19時まで）

【利用料】 ○通常育成費 6,000円／月（17時45分までの育成）

○延長育成費 18時30分まで 1,500円／月

19時まで 2,500円／月 ※減免制度有り

【申請要件】 申し込みにあたり要件があります。（詳細はHPをご覧ください。）

【申し込み】 締め切り日までに子育て課に申請。（詳細はHPをご覧ください。）

窓口 子育て課子育て係 TEL 042-514-8636

✿ ヌ モ ✿

関係機関一覧

名称	電話	所在地
日野市役所	042-585-1111（代表）	日野市神明1-12-1
日野市立子ども家庭支援センター	（地域支援係）042-506-2151 （相談援護係）042-506-2152 （母子保健係）042-843-3663	日野市神明1-13-2 子ども包括支援センターみらいく2階
地域子ども家庭支援センター 万願寺「にこにこ」	042-586-1312	日野市万願寺2-24-7 万願寺タウンビル2階
地域子ども家庭支援センター 多摩平「はびはび」	042-589-1260	日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階
日野市子育て課	（助成係）042-514-8598 （子育て係）042-514-8636 （青少年係）042-514-8579	日野市神明1-13-2 子ども包括支援センターみらいく1階
日野市保育課	（保育幼稚園係）042-514-8637	
日野市健康課	042-581-4111	日野市日野本町1-6-2 生活・保健センター
日野市平和と人権課	042-584-2733	日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館



市役所外

名称	電話	所在地
日野市社会福祉協議会	042-582-2319	日野市日野本町7-5-23 (日野市立中央福祉センター内)
東京都ひとり親家庭 支援センターはあと	(相談) 03-6272-8720 (問い合わせ) 03-6261-7303	千代田区飯田橋3-4-6 新都心ビル7階
東京都ひとり親家庭 支援センターはあと はあと多摩	(相談・問い合わせ) 042-506-1182	立川市曙町2-8-30 立川わかぐさビル4階
養育費等相談支援 センター	03-3980-4108	豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階
ハローワーク八王子 (八王子公共職業安定所)	042-648-8609	八王子市子安町1-13-1
マザーズハローワーク 立川	042-529-7465	立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口 東京都・立川市合同施設4階
ナイスワーク高幡	042-593-5991	日野市高幡1011 日野市立福祉支援センター2階
法テラス 多摩	0570-078305 IP電話の場合※ ※ 050-3383-5327	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F
法テラス 八王子	0570-078307 IP電話の場合※ ※ 050-3383-5310	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F
東京家庭裁判所 立川支部	042-845-0317	立川市緑町10-4
立川公証役場	042-524-1279	立川市柴崎町3-9-21 エルフレア立川ビル2階
八王子公証役場	042-631-4246	八王子市東町7-6 エバース第12八王子ビル2階
立川年金事務所	042-523-0352	立川市錦町2-12-10
八王子年金事務所	042-626-3511	八王子市南新町4-1
八王子児童相談所	042-624-1141 ※児童相談所全国共通ダイヤル 189	八王子市台町3-17-30

❀ ひとり親家庭のしおり ❀

ー2024年発行ー

編集・発行

日野市健康福祉部セーフティネットコールセンターひとり親相談係

〒191-8686 日野市神明1-12-1

TEL 042-514-8546 FAX 042-583-4198

HP : <https://www.city.hino.lg.jp>

E-mail : s-net@city.hino.lg.jp

